

台風等荒天時における休校措置についての申合せ

(平成17年2月23日改訂)

この申合せは、台風及び積雪(以下「台風等」という。)による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業・定期試験(以下「授業等」という。)の休講等の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風の接近による休講措置の取扱い

(1) 午前の授業等の休講措置等

午前7時から午前11時までに次のいずれかに該当する場合は、当日の午前の授業は休講とし、午前の定期試験は延期する。

台風により、長崎県南部に長崎海洋気象台が発表する暴風警報(以下「警報」という。)が発令されている場合

次の2つ以上の公共交通機関が不通の場合

長崎バス

長崎電気軌道

長崎県営バス

JR長崎本線(諫早～長崎間)

(2) 午後の授業等の休講措置等

午前11時に1の(1)の 又は に該当する場合は、当日の午後の授業は休講とし、午後の定期試験は延期する。

2. 積雪による休講措置の取扱い

(1) 午前の授業等の休講措置等

午前7時に、積雪により次の2つ以上の公共交通機関が不通の場合は、当日の午前の授業は休講とし、午前の定期試験は延期する。

長崎バス

長崎県営バス

長崎電気軌道

JR長崎本線(諫早～長崎間)

(2) 午後の授業等の休講措置等

午前11時に、積雪により公共交通機関が2の(1)に該当する場合は、当日の午後の授業は休講とし、午後の定期試験は延期する。

3. 教育実習等の場合の取扱い

教育実習、介護等体験実習、インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従うものと

する。

4．警報等の確認方法

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、テレビ・ラジオ等の報道によるものとする。

5．その他

地震やストライキ等不測の事態が発生し、通学不能又は通学困難と学長が認めた場合は、休講とすることがある。